#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『新和歌集』成立時期小考
Sub Title	
Author	中川, 博夫(Nakagawa, H i r o)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication	1986
year	
Jtitle	三田國文 No.6 (1986. 12) ,p.80- 86
JaLC DOI	10.14991/002.19861200-0080
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00296083-19861200-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔研究ノート〕

# 『新 和歌集』成立時期小考

# 中川博夫

謂字都宮歌壇の残した『新 和歌集』等である。 の鎌倉歌壇の生んだ『東撰和歌六帖』・『中務卿宗尊親王家百五十番の鎌倉歌壇の生んだ『東撰和歌六帖』・『中務卿宗尊親王家百五十番(3)

(4) 「(5) 「(6) 「(7) 「(7) 「(7) 「(8) 「(8) 「(9) 「(9) 「(9) 「(10)

ら。保留するとして、その時期については、以下の二説が有 力 で あ ろ保留するとして、その時期については諸説ある。撰者の問題は本稿 で は『新和歌集』の成立については諸説ある。撰者の問題は本稿 で は

- 2それ以降弘長元年(一二六一)夏過ぎまでに切継作業。ロ 1正元元年(一二五九)七月二日までの時期に一応成立。

ロ説が提出される以前に刊行の、『群書解題』(続群書類従完成会これに近い者などにより、追加された。 (10) 3数十年を経て、宇都宮公綱の歌二首が、公綱自身或いは

一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日」と記す同一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日、以長元年七月七日、として(3) は、その成立時期について、弘長元年七月七日、降、とし、興』は、その成立時期について、弘長元年七月七日、降、とし、『和歌文学辞典』・『和歌大辞典』等は、弘長元年七月七日、としている(『日本古典文学大辞典』は別項目に於て言及し、弘長元年七月七日」と記す同一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日」と記す同一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日」と記す同一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日」と記す同日、「田本代」と記す「日本古典文学大辞典」は別項目に於て言及し、弘長元年に、「田本代」と記す「日本古典文学大辞典」は別項目に於て言及し、弘長元年に、「田本代」と記す「日本古典文学大辞典」は別項目に於て言及し、弘長元年に、「田本代」と記す「日本古典文学大辞典」は別項目に於て言及し、弘長元年に、「田本代」と記す「日本代」と記す「日本代」といい、「田本代」と記す「日本古典文学、「田本代」に、「田本代書)に、「田本代」に、「田本代)に、田本代)に、「田本代、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代)に、「田本代、「田本代、「田本代)に、「

想定すれば、右記のイ説は、矛盾を呈することになろう。(従って、一般的に、歌合出詠歌が撰集に採択されるという過程を

の一首(基隆詠)と時盛の一首も、各々、「菖蒲を」・「里擣き」で収まる(「夏過ぎ」の解釈により異なろう)。その措定に於て、検討すべき問題点を、以下に示す。 (21) で、検討すべき問題点を、以下に示す。 (21) で、検討すべき問題点を、以下に示す。 (21) で、検討すべき問題点を、以下に示す。

審である。同時に、その詞書の問題も含めて、当該歌の同集衣」の如き題のみ記し、詠作事情は記されておらず、やや不

٤

右の推測は、

より了解し易やすいものとなろう。

し得ず、保留としておく。

さて、弘長元年(一二六一)七月七日の『百五十番歌合』成立

偶然の結果によると判断するには、少しく疑義を残す。が、計七首にも及んで、『新和歌集』に追補入されたことを、)。『百五十番歌合』の全作品から、基政・基隆兄弟 の 詠 の み

に於ける配列構成

(前後歌との関係) にも疑問が残る。

詠の一首と時盛歌は詞書付与か)。「題しらす」)、同集撰修段階で無表記となった可能性がある(基隆該の一首以前の詞書を受けているとは考え難く(受けるとしても、該の一首以前の詞書を受けているとは考え難く(受けるとしても、

く、猶、そこに切継作業が為された可能性を認めることもできる。に記した如く、当該歌とその前後の詠は、主題・内容・表 現 に より、関連付けられた歌群を構成しており、明らかなる破綻を呈してり、関連付けられた歌群を構成しており、明らかなる破綻を呈してり、関連付けられた歌群を構成しており、明らかなる破綻を呈してり、関連付けられた歌群を構成しており、明らかなる破綻を呈している。

『百五十番歌合』は、将軍宗尊親王を主宰者に、真観を師範と仰

るものと解釈することの妥当性も否定されまい)。 脱や配列の矛盾等が点検されないまま今に伝えられた事情を示唆す とはしなかったと推測することもできるのではないかと思われるの(36) である(この詞書・配列の問題については、或いは、同集の編纂が 等により配置に留意しつつも、その詠作事情を積極的に銘記するこ 歌合』の出詠歌を継入れるに際し、撰者又は切継従事者 未完であり、切継歌に限らず、集全般に渡り詠作事情等の詞書の誤 よ、宇都宮家周辺に関係深い者ではあろう)が、一首の内容・表現 「宇都宮歌壇」を基盤として成立した同集に、『百五十番 (何れにせ

ぎまで」をやや拡大解釈し、秋以降にまで引き下げて考えるべきで 同集の成立(切継)時期の下限については、ロ説2の、同年「夏過 追補した者が、事実上同歌合自体をその資料に用いたと信ずれば、 月七日以降のこととして、右の如く同歌合所収歌を『新和歌集』に ところで、『百五十番歌合』の成書化を、弘長元年(一二六一)七

あろうかと思われる。

設定することは、 集への補入時期の下限についても、弘長元年とかなり隔った時点に しており、今後の検討課題とすべきである。従って、 と認定し得るか)や、数十年を経ての切継の必然性等の疑問点を残 いては、「藤原公綱」(『新和歌集』中の表記)の 特定(窓) せた時期に想定することも認められよう。しかし、この公綱歌につ 時期に到るまでの、相当長期間の切継作業の継続を仮 定 す れ ば、 『百五十番歌合』所収歌の『新和歌集』への補入を、右より更に下ら 猶、口説3の公綱歌の数十年後の継入れを肯定的に勘案し、その 一可能性として記すのみに留めたい。 同歌合歌の同 (宇都宮公綱

> は結縁以前の深交状態にあった後藤家の人々の詠を何首か補入した とは考えられないであろうか。それは直接的には、頼業か頼業周辺 継作業が進行していた『新和歌集』が、改めて、縁者となった、 到るまでの両家の交誼に起因するのではないであろうか。即ち、 息基宗の母が宇都宮頼業女である)の事実、若しくは、 この結果は、後藤家と宇都宮家との姻戚関係(後藤基政男基頼のである藤原為家の十一首に比しても、好遇されていると言えよう。 都宮縁者以外では第三位)、基隆五首、となる。宇都宮蓮生の 女 婿(窓) 数は、『百五十番歌合』との重出歌を合わせると、基政十二首 に追補されねばならなかったかという疑問 何故、基政・基隆の歌が、少なくとも七首までも『新和歌集』 一は残る。 (後藤基政男基頼の その結縁に 同集入集歌 又

上述の如き推測上に立論することが許されるとしても、回

の問題

男の基宗(母頼業女)の生年の推定(31) 状態にあったことは窺知されよう)。これは、別稿に既述した 五十番歌合』成立時期前後と推定される(勿論実際の婚姻の時期は 確定できないが、少なくとも、同時期前後に、両家が接近・親交の 右の仮説が認められるとすると、両家の結縁の時期は、 (弘長元年(三三)頃~文永九年 ح の

補入されたものである可能性がある(時盛詠の一首もこ れ に 準 じ 機縁となり、 詠の七首は、恐らくは、 『新和歌集』に重出する後藤基政・基隆の『百五十番歌合』出 或いは宇都宮頼業周辺の働きかけによって、 宇都宮家と後藤家との接近(又は結縁)が

以上に推定した内容を簡略にまとめておく。

1

三三) 頃) とも矛盾はない。

の要請によるものとも考えられよう。

に、この一事による限り蓋然性が認められよう。元年七月二日までの時期に一応成立、弘長元年夏過ぎまで切継――る)。従って、同集の成立時期につい て は石川速夫氏の説――正元

・配列の状態等に不自然さを残しており、少なくとも現存本による②更に、切継の期間の下限は右より下る可能性も存し、又、詞書

限り、同集がある程度の改訂作業の期間を経て、結局は、

男基宗の生年もそれ以後であると推定される。 
・基隆詠計七首重出の事実は、後藤・宇都宮両家の結縁=基頼と頼 
・基隆詠計七首重出の事実は、後藤・宇都宮両家の結縁=基頼と頼 
の基政

あることを窺知させる。

提出し、大方の御批判・御教示を懇請申し上げる次第である。以上は、仮定を積み重ねた存疑多大の私見であるが、ここに敢え

### 注

> 待される。 して新出の伝本もある。今後、同集の研究に資するところ大であると期

き、原本・写真版を参照しつつ、同校本によった。 本稿所引(注21・22)の本文は、小林氏校本を原稿段階で閲覧させて頂

小林氏に厚く御礼申し上げる。

群書類従本(群)。 群書類従本(群)。 新書類従本(群)。 新書類従本(群)。 新書類従本(群)。 新書類従本(群)。 新書類従本(群)。

ままの引用ではなく、省略に従った場合もある。 異同は、本行右側に小字で示す。( ) 内は略号。猶、同校本その

ついては、後考を期したい。

猶、『新和歌集』諸本間の異同と、『百五十番歌合』本文との関係等に

4 同歌合は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内4 同歌合は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内格」と結番)。 基隆は、右七人目「左衛門権少尉藤原基隆」(左「お遠江守時直」と結番)。 基隆は、右五人目「前壱岐守基政」(左「前遠江守時直」と結番)。 時盛は、左十二人目「左衛門権少尉藤原基隆」(左「前遠江守時直」と結番)。 時盛は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内4 同歌合は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内4 同歌合は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内4

| 猶、注1所掲書解題に於て、同歌合の歌が『新和歌集』に見出される|| 4幕目』と希番)

ことが、既に指摘されている。

以下の勅撰集に11首入集。 5 藤原氏北家時長流、則明(号後藤内)子孫、従五位上・左衛門尉(検非違使)・引付衆・六波羅評定衆、『続後撰集』 後藤基綱男。基政は、文永四年(一二六七)六月二十三日卒(五十四歳)、 後藤基綱男。基政は、文永四年(一二六七)六月二十三日卒(五十四歳)、 後藤本綱男。基政は、文永四年(一二六七)六月二十三日卒(五十四歳)、

猶、拙稿「後藤基綱・基政父子台――その家譜と略伝について――」衆、『続古今集』以下の勅撰集に8首入集。基隆は、従五位下(一説従五位上)左衞門尉(検非違使)・六波羅評定

相当部分を記述した)。 (『芸文研究』第四十八号)・「(同) 臼――その和歌の事績について――」

在大)九月遁世。尊卑分脈・関東評定衆伝」 年(一二六三)十一月二十九日出家(法名爐忍・道洪)。建治二年(一二元五)六月十日卒(四十五歳。於高野山)、左衛門尉・評定衆。弘長三二八五)六月十日卒(四十五歳。 於高野山)、左衛門尉・評定衆。弘安八年(一七六)九月遁世。尊卑分脈・関東評定衆・秋田城介景盛男。弘安八年(一

- ることと思われる。 学研究会に於て既に発表済)、本誌発刊時点では、それが公に されてい 林一彦氏による、相当の蓋然性を有する新説があり(慶應義塾大学国文 宇都宮景綱説(石川速夫氏)、等々。猶、この撰者の問題については、小 ○藤原為氏説(奥書を根拠とする)、○笠間時朝説(石田吉貞氏)、○
- 国文学』昭22・12)。 内部徴証による、石田吉貞氏の説(「宇都宮歌壇とその性格」(『国語と
- との差異等も含む)より導き出された、石川速夫氏の説(『新式和歌集』 未精撰本のまま現在に残された」とする。 したものとしての充分な点検や整理がなされることなく、書名や内容も (二荒山神社昭51・10刊)の「解説」)。同説は更に、「歌集は最後まで完成 石田氏説を批判的に継承し、更なる内部の検証(目録歌数と実入集数
- 同右項目。石田吉貞氏執筆。 「新和歌集」の項目。久保田淳氏執筆。
- 同右項目。家郷隆文氏執筆。
- 16 15 14 13 12 11 10 同右項目。(有吉保氏編) 同右項目。芦田耕一氏執筆。

同右項目。長崎健氏執筆。

- 氏集』(書陵部蔵五○一・三一五。『私家集大成』中世■所収)の巻頭に 「将軍家歌合弘長元年七月七日」の詞書の下、十首の同歌合所収歌 が 見 家尊経閣国書善本解題』歌合の部の解説を引用)等参照。猶、『従二位顕 『未刊中世歌合集』上(下)(古典文庫)の解題(大野木克豊氏の『前田
- の問題も考慮されるべきであろう。 作者自身が直接関与しない机上の編集によるものであれば、事情は変わ 歌合』の催行の実際は、未詳であり、仮に、『時代不同歌合』の如き、詠 ってこよう。又、歌合の催行時期と、その成書化の段階との懸隔の有無 『吾妻鏡』の同日の条には、該当する記事を見出せず、『百五十番
- 続拾遺集作者)は、『吾妻鏡』等の記載による限り、同時点に於ては、 ものではない。 しかし、 左方八人目「左馬助清時」(北条時直男清時・ 1261・七・七以降」とする。 「右馬助」であったと考えられ、やや問題を残す。後考を期したい。 「宗尊親王家百五十番歌合」の項。 猶、同歌合作者の位署は、大略、弘長元年七月七日の時点に矛盾する 久保田淳氏執筆。 【成立】弘長元

- 18 王主催の歌合」とする。 「宗尊親王家百五十番歌合」の項。「弘長元1261年七月七日将軍宗尊親
- 1261年七月七日に鎌倉第六代将軍宗尊親王家で催された歌合である」と 「将軍宗尊親王家百五十番歌合」の項。 樋口芳麻呂氏執筆。
- 日とみられる」としている。この点については、更に検討を要すると思 の九条前内大臣基家に判を依頼し、加判返送されたのは翌二年八月一七 歌文学辞典』は、「本書の奥に「八月十七日判到来」と あり、京都在住 (一二六一) 七月『宗尊親王家百五十番歌合』に加判」とする。猶、『和 「藤原基家」の項。家郷隆文氏執筆。基家の事跡について、「弘長元年
- である (左記③・⑤・⑥・⑧参照)。 もかく、前の詞書を受けるとしても、当該の六首中、四首が「題しらす」 を受ける)に準ずると判断して良いかどうかは、猶、検討を要する。と 同集の訶書の掛かり方が勅撰集のそれ(無表記の場合それ以前の詞書 ここで八首の重出歌を、『新和歌集』本文を以て、次に示しておく(注

3参照)。\*は、先行歌詞書に関する注。( )内は、 の現状(異同 作→作者名 ○→第一句目) 『百五十番歌台』

○巻第一 春歌

①76→左記@に別掲。 〇巻第二 夏謌

②14→左記⑥に別掲。 〇巻第三 秋謌

23かへるさに花を見捨しうらみまて月にはれたる初雁のこゑ (六十五番右 作「基政」)\*25番詞書「題しらす」

④45→注22に別掲。

○巻第四

28 なかそらにうきたる雲のいつくより風にまかせてなかれきぬらん・28 なかそらにうきたる雲のいつくより風にまかせてなかれきぬらん・20 なかそらにうきたる雲のいつくより風にまかせてなかれきぬらん (九十七番右 歯「時雨きぬらん」)。 (群) 藤原基隆(学) 隆(学)

6 39 ふみ分しもみちの跡も見えぬまて又ふりかくす庭のしら玉で(彰・天) 雪

\*33番詞書「題しらす」 31~38番詞書ナシ

⑦55→左記ⓒに別掲。 ○巻第九 雑哥上

738もみちせぬときはの山にふる雨は秋もみとりの色やそむらん \*737番詞書「題しらす」

・他の三首(@・⑮・ⓒ)を次に示し、若干の考察を加えてみる。 (八十番右 作「基政」 国「色やそふらん」)

75ありてよのゝちはうくとも桜花さそひなはてそ春の山かせ 鶴岳十首哥に 藤原景綱

76散のこる花もこそあれ有てよのはてとないひそ花のきかくにはる

(二十番右 作「基政」)

句の一致、「さそひなはてそ」と「はてとないひそ」の句の類似があり、 それを以て、76番歌が同箇所に配された理由とも考えられ る。し か し る可能性も、一応は残されようが、76番歌は、75番歌と、「ありてよの」 いる点で、類想の歌群と捉えられる。76番歌が「鶴岳十首哥」の詠であ この三首は、落花を主題としているが、そこに述懐の意が込められて 77花色をうつりにけりとみるほとに我身さかりの過にける哉 花のちりかたに成けるを見侍て 藤原時朝(神)

又、その類同は、当該歌継入れの痕跡とも推断されるのである。 出家のゝち五月五日菖蒲のねにつけて人の許へ申つかはしけ 信生法師

122思ひきや袖もあやめも引かへてよをうきぬまのねをかけんとは たりける返事に 五月五日くす玉おこせたる人のもとよりそてのぬるゝなと申

123けふはみなかくるならひのあやめ草いかなるねにか袖のぬるらん 菖蒲を ナシ(宇)

124

なかきねのしつくなからや菖蒲草さつきのたまと袖にかけまし

(五十二番右 ⑫「五月の玉と」) 五月五日によめる み侍(彰・天)

をその詞書に持っているのに対し、当該歌のみは、一般的歌題を付与さ 以外は、精粗の差はあるものの、何れも「五月五日」を含んだ詠作事情 れているにすぎない、といった点に、同首の追補入の可能性を窺い得る 一つのまとまりを見せた構成となっている。しかし、勘繰れば、14番歌 右は、言わば「五月五日端午節供」 歌群であり、詠歌内容よりしても、 (わかやとのこさはにきなけ子規けふのあやめのねをつくしつゝ)軒は(学・字・彰・天・群)

かとも思われるのである。 宇都宮神宮寺廿首哥に

54 せめて我つらきはさきのむくひにてこん世とたにも契をかはや

55恋しなむ後にあふよのあるへくは猶おしからぬ命ならまし (百二十七番右)

けるとは考え難く、55番歌との歌語の近似よりして、②の場合と同様に に入集(九三七)。詞書は一首前に「題不知」とある) は、54番の詞書を受 右の三首も類似した内容を持つ歌群である。55番歌(『新後撰和歌集 56こひしなむ後のむくひはある物を逢にかへたる命ならねは たいしらす

考えられるのである。 当該歌の状態を示す。

24心なきしつはた衣おりはへてうたすは夜はの月にねなまし 鎌倉三品親王家の十首御会に月前擣衣

25をとなしのさとゝはいはしすむ人のあれはや今も衣うつらん (八十七番左。歌頭に「撰」と有り)

百首哥中に山家擣衣

24 秋風やさむく吹らんしからきのと山のさとに衣うつ也

書は、「十首歌合に」である(「十首歌会に」(二三番)とするものもある であり、例えば、『瓊玉和歌集』(宗尊家集)に於ける同歌合所収歌の詞 歌合』は、一人当り十首(左右各十五人・百五十番 計三百首)の歌合 示すものであろう(源親行は、『百五十番歌合』には不参加)。『百五十番 24番歌の詞書は、宗尊親王家に於ける十首歌会での詠作であることを

85

かは不詳だが後補されたものであろうか)。 従って、『新和歌集』撰修段階に於ける「御会」と「歌合」との混同の 度も低くはないと考えられる(「里擣衣」の詞書がどの段階で付され た とを撰者が区別していたとする蓋然性もある。何れにせよ、43番歌が、 「同哥台に山路花」の如く記載する例も見える。故に、24番歌と25番歌 る場合には、34番訶書「藤原景綱五十番哥合に朝望山花」→ 35番 詞 書 可能性も存しよう。しかし、同集には、詠作機会を等しくし、題が異な が、これは『私家集大成』が「(ママ)」と注する如く、誤写であろう)。 「擣衣」を主題とする詠である為に、34番と34番の間に追補入され た確

略系図を『尊卑分脈』(第一篇「道兼公孫小田」)により示す。 (八田)宗綱 -(宇都宮)朝綱--成綱--頼綱

(小田)知家--時家

縁となったと憶断される。 その五首は全て、宇都宮の縁者、笠間時朝が稲田姫社で講じた十首歌に 子となったと見られる。〔尊卑分脈・関東評定衆伝・勅撰作者部類〕 於ける詠であり、その詠作事情が、言わば人的対立に優先し、入集の機 で、『続古今和歌集』・『続拾遺和歌集』に計三首入集。猶、兄家政の猶 あり、同年十月(一説十一月)出家した。勅撰集には、 ・伊勢守・評定衆。同歌合成立の弘長元年(一二六一)には、引付衆で 『新和歌集』には真観=藤原光俊の歌は五首採られている。しかし、 この時家は、文永八年 (一二七一) 二月五日卒(七十二歳)、従五位下 法名の道円の名

解が、一般化しつつあるように思われる。 為家一人に院宣が下されたが、弘長二年(一二六二)九月、基家・家良 の歌道師範として柳営の力をも利用した真観の策動があった、とする見 ・行家・真観の四人が撰者に加えられた。この背景には、将軍宗尊親王 『続古今和歌集』の撰者については、正嘉三年(一二五九)三月十六日、

書が散見され、景綱が家に百五十番歌合を催したことが知られる。或い 共に後考を俟ちたい。 五十番歌合の成立(催行)の時期・事情(或いは鎌倉に対抗したか)と は、この詞書とのかねあいもあり、『中務卿宗尊親王家百五十番 歌 合』 の詞書が記載されなかったかとも憶測されるが、確証はない。景綱家百 『新和歌集』中には、「藤原景綱百五十番哥合し侍けるに……」等の詞

注9所掲の石川氏の見解にも重なるものであろう。

28 和歌集』(昭1 宇都宮二荒山神社刊)解説)・石川速夫氏等は、南北朝期の しない、承久頃の「阿曽沼公綱」としている。 又、 森口奈良吉氏(『新 「宇都宮公綱」として、その歌の追補を考えている。 この「藤原公們」について、石田吉貞氏は、その成立時期の説と矛盾

30 29 後藤家からは、他に基綱女が一首入集している。

両家及び周辺の関係を略系図を以て示しておく。

(『尊卑分脈』による)

(字都宮) 頼綱 藤 -基政 基隆 頼業 女 -基宗

安 (御子左) 景盛 定家 達 義景 泰綱 為氏 -時盛 女

追補も、後藤基政・基隆の場合に準じて判断されよう。 ることが知られる。従って、時盛の『百五十番歌合』歌の『新和歌集』 父祖の子を為した年齢の考量による(注5所掲拙稿↓)。 ちなみに、右系図にも表示した如く、時盛も宇都宮家と縁戚関係にあ

31